

滋賀県高等学校就職問題検討会議

令和6年度における新規高等学校等卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ事項

令和5年度滋賀県高等学校就職問題検討会議において、令和6年度における新規高等学校等卒業者の就職に係る応募・推薦に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

- (1) 複数応募制に係る応募可能事業所数等について
- ① 求人票提出(10月以降の場合を含む)後、いわゆる1次選考までは、1人1社制、応募推薦枠3倍は厳守する。
 - ② 10月1日以降の未充足求人には、複数応募(2社)を可能とする。
ただし、10月1日時点(9月末の充足状況確認時)で、未充足であって、指定校以外からの応募を否とする求人にあつては、指定校の範囲内での複数応募となる。
同様に、指定校以外からの応募を可とする求人にあつては、指定校以外を含めての複数応募とする。
- (2) 複数応募の場合の生徒の意思表示について
最初の応募求人について、内定の連絡(文書に限らない)があつた場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から7日以内に入社内諾等の意思表示を行うこととする。
- (3) 複数応募に伴う、求人票への専願優先、併願可の取扱いについて
各事業所は、求人票提出時において、求人票に「専願優先」または「併願可」について表示をする必要がある。
なお、10月1日以降の未充足求人については、「専願優先」または「併願可」について再度確認を行う必要がある。
- (4) 複数応募制に係る生徒の就職内諾について
複数応募制に係る生徒の就職内諾については、下記のとおりとする。

複数応募制に係る生徒の就職内諾一覧

応募の状況	応募の結果	就 職 内 諾
「併願可」事業所2社へ応募	内定	応募した「併願可」事業所のいずれかに就職内諾
「専願優先」事業所と「併願可」事業所へ応募	「専願優先」事業所と「併願可」事業所共に内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「専願優先」事業所のみ内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「併願可」事業所のみ内定	応募した「併願可」事業所に対して就職内諾

* 事業所は、選考結果を、原則として選考後3日以内、遅くとも1週間以内に、必ず出

身校を通じ応募者本人に、速やかに通知する。

- * 生徒は、内定の連絡(文書に限らない)があった場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から7日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

(5) 高等学校における指導に係る留意点

10月1日以降の未充足求人については、複数応募(2社)が可能となったからといって、全ての生徒に対して複数応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に斟酌したうえで、複数応募により、より一層効果が出ると思われる案件に限り複数応募を行うよう十分に留意する必要がある。